

令和4年度 公共用水域及び地下水の水質の 測定に関する計画について

R4.1.28

環境審議会生活環境部会

目次

1 公共用水域及び地下水等の水質調査の概要

- (1) 水質汚濁防止法
- (2) 環境基準
 - ・大腸菌数の環境基準値設定
- (3) 公共用水域, 地下水の測定
- (4) 結果の評価



2 令和4年度の測定計画(案)について

- (1) 令和4年度測定計画の概要
- (2) 令和3年度からの主な変更点





1-(1) 水質汚濁防止法

第15条(常時監視)

知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない

第16条(測定計画)

知事は、毎年区域内の公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする

第17条(公表)

知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない



水質の汚濁の状況を常時監視するため、測定計画を作成し、測定結果を公表

毎年、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成

38河川77地点

底質10地点



9海域31地点

底質1地点



地下水
19市町
44地点

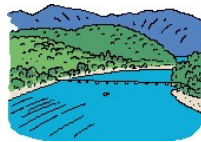
画像出典：
とくしまの河川と海岸，とくしま水紀行50選

○測定機関

国土交通省，徳島県，徳島市，鳴門市，小松島市，阿南市，美馬市，北島町

○測定項目

環境基準項目（生活環境項目，健康項目），その他



1-(2) 環境基準

環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

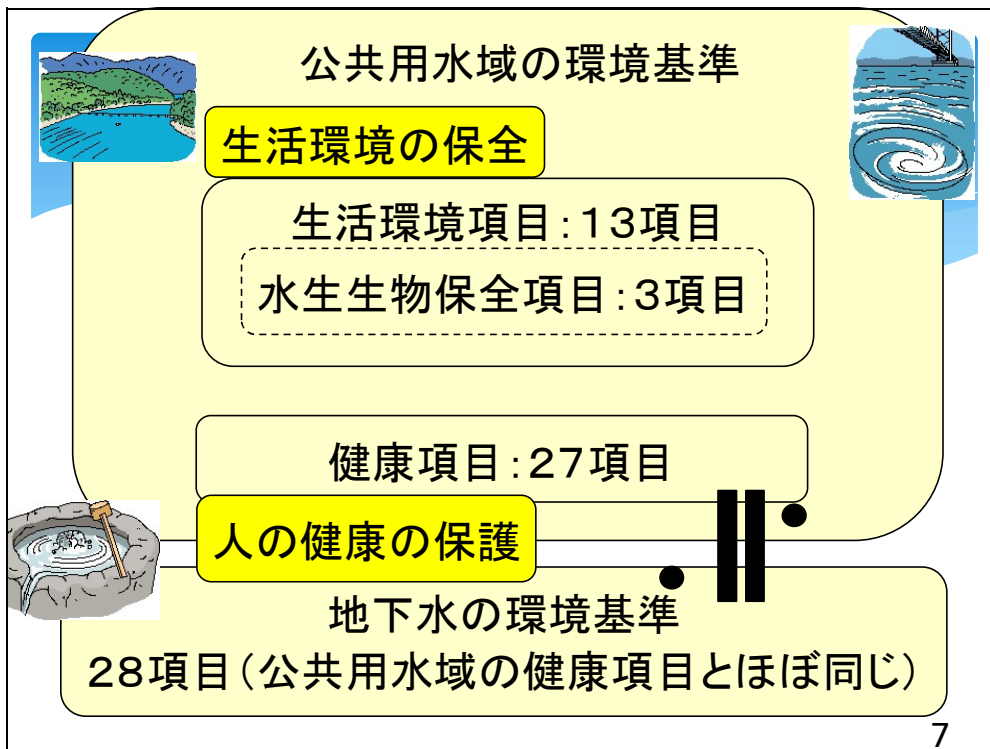
公共用水域と地下水のそれぞれに
環境基準が設定されている。

公共用水域とは

河川，湖沼，港湾，沿岸海域
など広く一般の利用に開放さ
れた水域及びこれらに接続す
る下水路，用水路など。

地下水とは

自然の状態で地下に存在す
る水。



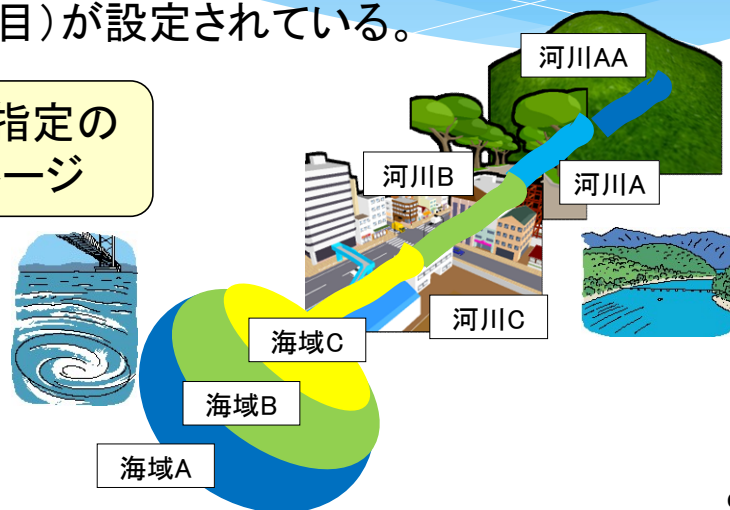
**生活環境項目：13項目
類型に応じて基準値を設定**

河川	海域
水素イオン濃度 (pH)	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)
浮遊物質 (SS)	
溶存酸素量 (DO)	
大腸菌群数	
	N-ヘキサン抽出物質
	全窒素
	全りん
	底層溶存酸素量
水生生物保全項目：3項目	全亜鉛
ノニルフェノール	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	

類型指定

国又は都道府県知事が、利水目的等に応じて類型（ランク付け）をあてはめるために水域を指定する。
 また、あてはめられた類型に応じて、環境基準（生活環境項目）が設定されている。

類型指定のイメージ



徳島県の河川の類型指定

26水域が指定されている。
 吉野川は国，吉野川以外は県が指定。
 BOD等の類型（AA～C）と水生生物類型（生物A,B）。

類型	BOD基準値 (mg/L)	該当河川
AA	1	吉野川上流, 勝浦川上流, 那賀川上流, 海部川上流
A	2	吉野川下流, 旧吉野川上流, 勝浦川下流, 那賀川下流, 桑野川上流, 福井川, 椿川, 日和佐川, 牟岐川, 海部川下流, 母川, 穴喰川
B	3	旧吉野川下流, 撫養川, 今切川下流, 桑野川下流, 岡川, 新町川下流
C	5	今切川上流, 新町川上流, 神田瀬川, 打樋川

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	該当河川
	基準値 (mg/L)			
生物A	0.03	0.001	0.03	吉野川上流
生物B	0.03	0.002	0.05	吉野川下流



徳島県の海域の類型指定

県により11水域が指定されている。
COD等の類型(A~C)と全窒素・りんの種類(Ⅱ,Ⅲ)。

類型	COD 基準値(mg/L)	該当海域
A	2	那賀川河口, 椿泊湾, 県南沿岸海域, 県北沿岸海域, 紀伊水道海域(A), 橘港
B	3	小松島港(B), 勝浦川河口, 紀伊水道海域(B)
C	8	富岡港, 小松島港(C)

類型	全窒素	全りん	該当海域
	基準値(mg/L)		
Ⅱ	0.3	0.03	県北沿岸海域, 紀伊水道海域, 橘港
Ⅲ	0.6	0.05	小松島港



11

公共用水域の環境基準

生活環境の保全

生活環境項目: 13項目

水生生物保全項目: 3項目

健康項目: 27項目



人の健康の保護

地下水の環境基準

28項目(公共用水域の健康項目とほぼ同じ)




12

健康項目 全国一律の基準値



重金属類		7項目
揮発性有機化合物	公共用水域	12項目
	地下水	13項目
農薬		3項目
その他		5項目
計	公共用水域	27項目
	地下水	28項目



公共用水域と地下水の違い

- 地下水にはクロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)が追加されている
- 地下水は1,2-ジクロロエチレンだが、公共用水域はシス-1,2-ジクロロエチレン

13

1-(3) 公共用水域の測定

類型指定と合わせて設定された環境基準点及び補助点, それ以外の補助点で実施。


38河川(77地点)

吉野川, 旧吉野川, 撫養川, 今切川, 新町川, 勝浦川, 神田瀬川, 那賀川, 桑野川, 岡川, 打樋川, 福井川, 椿川, 日和佐川, 牟岐川, 海部川, 母川, 宍喰川など

9海域(31地点)

県北沿岸海域, 紀伊水道海域, 県南沿岸海域, 勝浦川河口, 小松島港, 那賀川河口, 富岡港, 橘港, 椿泊湾

一部の地点では底質も測定。



14



1-(3) 地下水の測定

市町村や井戸所有者の協力を得て、3種類の方法で実施

概況調査(定点方式)

利水的に重要な地域等において、毎年同じ地点で経年変化を把握。

概況調査(ローリング方式)

毎年地点を変え、新たな地下水汚染を発見する。

継続監視調査

過去に環境基準の超過が見られた地点を対象に、その後の経過を観察。

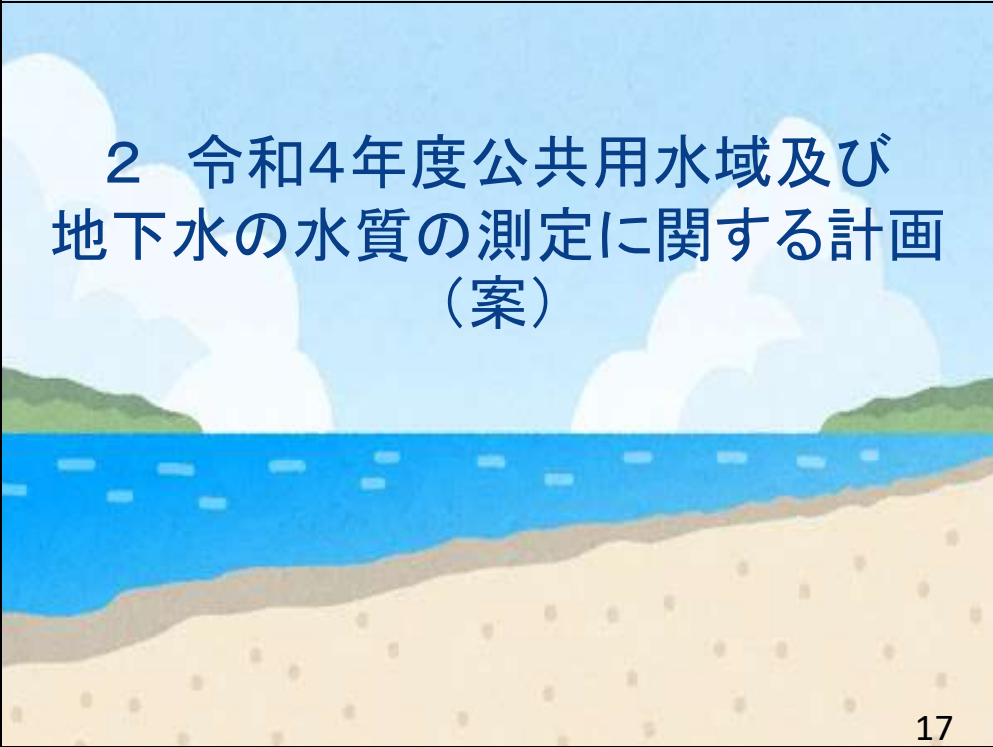
15

1-(4) 結果の評価 令和2年度の水質測定結果の概要

徳島県ホームページ、環境省水環境総合情報サイトに詳細を掲載

- 本県の令和2年度の水質は、概ね良好な状況。
- 河川・海域のBOD(河川)及びCOD(海域)については、河川26水域中24水域(達成率92%)、海域11水域中10水域(達成率91%)で環境基準を達成。健康項目については、調査した全ての地点及び項目について環境基準を達成。
- 地下水については、18市町村、45地点で調査を実施したところ、継続監視調査で3地点(鳴門市1地点、東みよし町2地点)において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準不適合。他の地点及び項目については環境基準を達成。

16



2 令和4年度公共用水域及び 地下水の水質の測定に関する計画 (案)

17

2-(1) 令和4年度計画の概要

- 国土交通省，徳島県，徳島市，鳴門市，小松島市，阿南市，美馬市，北島町が協力して測定。
- 公共用水域は38河川77地点，9海域31地点で測定。
- 地下水は19市町，44地点で測定。
- 測定地点及び項目について，一部変更。

18

2-(2) 令和3年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川

○測定地点の変更

徳島県: 要監視項目 I、4-tert-オクチルフェ
ノール、アニリン、2, 4-ジクロロ
フェノール(2年ごとに見直し)

R3: 神田瀬川(神代橋)、日和佐川(永田橋)
→R4: 勝浦川(飯谷橋)、岡川(文化橋)、
牟岐川(牟岐橋)

19

2-(2) 令和3年度からの主な変更点 (公共用水域)

河川・海域

○測定項目の変更

大腸菌群数 → 大腸菌数

底質

○ローリングによる底質測定地点の変更 (毎年見直し)

徳島市: R3 新町川(旧漁連前)
→R4 勝浦川(飯谷橋)

20

2-(2) 令和3年度からの主な変更点 (地下水)

地下水

○概況調査(定点方式)

徳島県: 1地点(採水ができなくなったため)

R3 メッシュ番号1124 井戸番号M-3

→R4 メッシュ番号1124 井戸番号M-9



○概況調査(ローリング方式)

ローリングによる測定地点の変更 17地点

21

令和4年度

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画

1 基本方針

徳島県内の河川や海域、地下水の水質状況を正確に把握し、柔軟かつ適正な対策を講じるために、地域性や季節性を考慮した水質測定計画を策定

◆県全域の水質状況の把握

⇒国・市町村と協議し測定地点を決定

◆地域性を考慮して測定地点を変更

◆計画に定めのない事項についても柔軟に対応

⇒年度途中でも必要に応じて追加で測定を実施

2 測定地点

県民の安全安心を確保するため、令和4年度は152地点でモニタリングを予定



38河川77地点

底質10地点



9海域31地点

底質1地点



地下水
19市町44地点



ご清聴ありがとうございました。

